

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

## 事業名 卸売市場等流通対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産物流通課 流通企画係 電話番号：058-272-1111(内 2855)

E-mail: [c11444@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11444@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 209千円 (前年度予算額：264千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	264	0	0	60	0	0	0	0	204
要求額	209	0	0	60	0	0	0	0	149
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地方卸売市場に対する立入検査を計画的に実施し、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することで、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。

令和2年6月21日に改正卸売市場法が施行され、市場取引規制が緩和されたことから、県認定9地方卸売市場が生鮮食料品等流通の多様化に対応しつつ、公正な取引のもと健全な経営が維持されるよう指導する必要がある。

### (2) 事業内容

- ・改正卸売市場法に基づく認定
- ・卸売市場業務指導 (市場検査、市場実態調査等)
- ・卸売市場関係者への会議等の開催

### (3) 県負担・補助率の考え方

卸売市場法に基づき地方卸売市場に関する認定・指導監督権限は県にあるため県負担は妥当。

#### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	24	講師謝金・有識者相談料
旅費	145	指導・検査等旅費、講師等費用弁償
需用費	20	資料代、事務用品代
役務費	20	電話、郵便代
合計	209	

#### 決定額の考え方

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

○ぎふ農業・農村基本計画

5-1-(2)-⑥リスクに対応できる生産・供給体制の構築

・普段の卸売取引が円滑かつ安定的に行われるよう、地方卸売市場に対して経営の健全性確保に向けた取組を引き続き支援する。

#### (2) 後年度の財政負担

有

地方卸売市場の認定、報告及び検査等に係る事務は卸売市場法において県が行うこととされており、これらの事務に係る経費等の財政負担は継続して発生する。

#### (3) 事業主体及びその妥当性

卸売市場法第14条において準用される第12条の規定により検査権限を有する県が実施することが適当である。

# 事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図る。

卸売市場法改正や生鮮食料品等流通の多様化への対応を図るため、今後の地方卸売市場の運営について検討する必要がある。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (R2.3末)	目標	達成率
経常赤字を計上した 卸売業者数	7社 (H25)	3社 (H29)	3社 (H30)	5社 (R1)	0社 (R7)	0%

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- （1）卸売業者の事業報告書に基づく指導
- （2）年間検査計画に従い実施する卸売業者への立入検査
- （3）情報提供に基づく無通告の検査及び、適正な卸売業務実施の指導
- （4）法第13条第5項の規定による認定（法改正による移行認定9市場）

### （前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

定期的を実施する立ち入り検査時に、法令を遵守した業務の実施を指導し、業務規程の見直し等、業務の適正化を進めた（検査数：2市場）（10月現在）。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い</li> </ul>	
（評価）  ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生鮮食料品等の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図ることを目的に、卸売市場法に基づき県が地方卸売市場の開設を認定している。市場経由率も青果 6 割(国産青果物は 8 割)、水産物 5 割と、生鮮食料品等流通の基幹を占めており、その流通の安定化に対する事務の必要性は高い。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない</li> </ul>	
（評価）  ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内生鮮食料品の流通形態の変化に伴い、経常赤字を計上する卸売業者があるため、フォローアップを濃密に行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</li> </ul>	
（評価）  ○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎データは毎年の事業報告書で把握している。また、定例の立入検査は 3 年に 1 回とし、必要に応じて随時検査を組み合わせしており、効率化は図られている。</li> </ul>

### (今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 産地の大型化、出荷先の集約化、市場外流通の増加から、食品流通における県内地方卸売市場の地位が低下し、関連業者の収益が悪化している。 卸売市場法の改正及び流通の多様化に対応した新たな市場運営について開設者を中心に議論を深め、今後のあるべき姿を検討する必要がある。</li> </ul>
---

### (次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 卸売市場法の目的である「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化」を図るため、引き続き事業報告書や立入検査を通じた改善指導等を行う。</li> </ul>
--

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

